

平成30年度 第1回理事会

日 時：平成30年4月13日（金） 16：30～17：15

場 所：特別会議室（つくば市）

I. 報 告

1. 平成30年度計画の農林水産大臣への届出について
2. 第1回機構会議等の開催について
3. 平成30年度研究ディレクター／研究コーディネーターの業務分担について
4. 平成30年版森林総合研究所年報の作成について
5. 特定母樹の指定（平成29年度）について
6. 平成30年度中途採用職員の募集について（森林整備センター）
7. 平成30年度森林保険加入推進活動について
8. その他
 - (1) 今後の行事予定について
 - (2) 主要行事
 - (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構理事会規程

国立研究開発法人森林研究・整備機構 平成30年度計画の農林水産大臣への届出について

年度計画については、認可を受けた中長期計画に基づきこれを定め、事業開始前までに農林水産大臣に届け出ることとされているところ、平成30年度計画について、平成30年3月30日に農林水産大臣に届け出るとともに、ホームページに公表しましたので、ご報告いたします。

(参考) 独立行政法人通則法 (抜粋)

(年度計画)

第三十一条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(業務運営に関する規定の準用)

第三十五条の八 第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の三の規定は、国立研究開発法人について準用する。（以下省略）



29 森林機構第123002号
平成30年3月30日

農林水産大臣 齋藤 健 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構
理事長 沢田 治雄



国立研究開発法人森林研究・整備機構平成30年度計画について

このことについて、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第35条の8において準用する第31条第1項の規定により、別添のとおり国立研究開発法人森林研究・整備機構平成30年度計画を定めたので、届出いたします。

国立研究開発法人森林研究・整備機構 平成30年度計画

29森林機構第123002号

平成30年3月30日

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5第1項の規定に基づき、平成29年3月28日付けをもって認可された国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）の中長期計画を達成するため、同法第35条の8において準用する第31条の定めるところにより、次のとおり平成30年度の業務運営に関する計画を定める。

第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究開発業務

（1）研究の重点課題

ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発

（ア）森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・減災技術の開発

a 山地災害発生リスクの予測と森林の防災機能の変動評価

積雪地域において発生する雪崩などの山地災害のリスクや森林による雪崩災害の軽減効果について明らかにする。

b 森林の水源涵養機能を高度に発揮させる技術の開発

森林研究・整備機構で開発した、森林内の水循環を表現するモデルを用いて、将来気候下における森林からの水資源供給量の変動を予測する。

作業道の開設や列状間伐による林地の攪乱が渓流水中の懸濁物質の増加等へ与える影響について明らかにする。

c 森林気象害リスク評価手法の開発

スギ林・ヒノキ林を対象に、気象データに基づいた林野火災発生危険度マップを全国規模で作成し、林野火災発生リスクの地域特性を明らかにする。

d 森林生態系における放射性物質の動態把握と予測モデルの開発

森林内の放射性セシウム分布の調査を継続し、原発事故後の経年的な推移を明らかにするとともに、土壌から樹木への放射性セシウムの移行の状況を解明する。

(イ) 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技術の開発

a 長期観測による森林・林業への気候変動影響評価技術の高度化

気候変動が人工林の成長へ及ぼす影響の評価のため、影響評価モデルに反映させる樹木の生理特性を解明する。凍土の炭素貯留機能に対する温暖化影響を定量的に評価するため、凍土地帯に形成される凍土マウンドの発達過程を復元する。

b 生態系機能を活用した気候変動適応及び緩和技術の開発

アマゾン熱帯林の持続的管理のための低インパクト型択伐施業について、木材生産や森林炭素蓄積量の持続性を検証する。また、森林劣化が進行する熱帯地域において、気候変動・森林保全政策に対応した地域住民の森林への関わり方としての制度的条件を提示する。

(ウ) 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発

a 生物多様性保全等の森林の多面的機能の評価及び管理技術の開発

世界自然遺産登録の推薦地である奄美・琉球地域において、森林の希少動植物のモニタリング手法を開発して各種の分布と生態を明らかにし、林業活動との調和をめざす生物多様性保全手法を提案する。

b 環境低負荷型の総合防除技術の高度化

菌床シイタケ各種害虫に有効な天敵微生物を抽出し、天敵微生物等による防除技術を確立し、既存の知見とあわせてマニュアルを作成する。非赤枯性溝腐病のDNA診断技術を確立し、感染木への菌の侵入門戸を明らかにし、病原菌の感染リスクに関わる要因を解明する。

イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業技術の開発

(ア) 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の開発

a 地域特性と多様な生産目標に対応した森林施業技術の開発

トドマツ人工林主伐後における前生稚樹の環境変化に対する生理機能応答を解明し、適切な施業方法を確立する。地域における広葉樹資源の循環利用を推進するため、その木質資源量と用途別供給可能量の推定手法を開発する。

b 効率的な森林管理手法及び先導的な林業生産技術の開発

自動走行機能及び荷おろし機能を組み合わせた自動走行フォワーダを開発し、運材工程の無人化を図る。高度な森林情報計測技術や多様な森林情報の評価技術によ

る効率的な森林管理手法を開発する端緒として、本州におけるカラマツ人工林をモデルとして調査・研究するとともに、当該人工林の現在から将来にわたる供給可能量の推移を地域別に提示し、カラマツの再生林樹種としての将来性を検討する。

(イ) 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発

a 持続的林業経営と効率的流通・加工体制の構築に向けた社会的・政策的対策の提示

森林資源状況、林業労働力及び木材需要の動向について、関連諸統計の分析を踏まえ、これらの中長期的な推移の見通しを示す。

国産材需要拡大に向けて、中高層建築物建て替え需要における木造活用の推進方策を示す。

b 地域特性に応じた木質エネルギー等の効率的利用システムの開発

木質バイオマスエネルギー利用のための原木丸太の天然乾燥において、気象条件を考慮した乾燥日数の推定手法を開発する。

木質バイオマス発電事業向けの燃料用木材の需給調整活動が実効性を有するための要件を解明する。

ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

(ア) 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発及び高度化

a 原木等の特性評価技術の開発及び製材・乾燥技術等の高度化

木材の横方向の力学的特性と木材の密度及び年輪に対する負荷方向との関係を引張試験によって明らかにする。スギ心持ち材等の乾燥による欠点の発生を防ぐため、熱処理とその後の乾燥過程における表面ひずみを測定し、残留応力や乾燥による材表面の収縮挙動を明らかにする。

b 新規木質材料利用技術、構造利用技術及び耐久性付与技術の開発

屋外暴露試験を用いて木質材料の長期的な強度性能に及ぼす製造因子等の影響を解明する。木材に対する加力方向の違いがせん断及びめり込み強度特性に及ぼす影響を評価する。室内防腐性能試験における前培養期間等が腐朽力に及ぼす影響を明らかにする。

(イ) 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発

a 多糖成分等を利用した高機能・高付加価値材料の開発

酵素・湿式粉碎で製造された国産材由来セルロースナノファイバーの用途開発の

ため、その物性の違いが木部用水性塗料の塗膜や塗装品に及ぼす影響について明らかにする。

b リグニンの高度利用技術の開発

改質リグニンの製造に関与するすべての工程を最適化し、薬液リサイクル効率を95%まで向上させ、改質リグニン製造のプロセスコストを200円/kg以下となるようにする。

c 機能性抽出成分の抽出・利用技術の開発

トドマツ樹皮に含まれる高付加価値成分「*cis*-アビエノール」の利用技術を開発するために、効率的な分離・精製法を開発する。

エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

(ア) 生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化

a 樹木の生物機能の解明とその機能性の新たな有効活用

気候変動への対応のため、モミなどの広域分布種を対象に、遺伝的多様性や遺伝構造の解析を進め、遺伝的な地域性を明らかにする。樹木の環境ストレス耐性及び代謝産物に関する分子基盤を解明するため、樹木の代謝（窒素同化、炭酸同化を含む一次代謝、アルミニウム無毒化タンニン合成を含む二次代謝等）に関わる遺伝子情報を整備する。樹木が有する機能の有効活用技術の高度化のため、ヒノキ科樹木等の培養細胞からの不定胚を含む器官分化条件を解明する。

b きのこと及び微生物が有する生物機能の解明と新たな有効活用

樹木へのセシウム吸収抑制技術を開発するため、カリウム等の施用が樹木へのセシウムの吸収に及ぼす影響を明らかにする。高級菌根性きのこの栽培技術を開発するため、随伴細菌が宿主の樹木の成長やきのこの発生頻度に及ぼす影響を評価し、感染苗木の植栽による菌根性きのこの発生機構を解明する。

(イ) 多様な優良品種等の開発と育種基盤技術の強化

a エリートツリーと優良品種の開発及び高速育種等の育種技術の開発

検定等の進捗状況を踏まえ、エリートツリーについては概ね60系統、初期成長が優れた品種等の優良品種については概ね30品種を目標として開発する。

また、地球温暖化や花粉症等に対応するための優良品種等の早期開発に対応可能な高速育種技術等の育種技術の開発を進める。

- b 林木遺伝資源、バイオテクノロジー、国際協力等による育種・普及技術の開発
優良品種等の遺伝子型の決定と原種苗木配布システムの開発を引き続き進めるとともに、特定母樹等原種苗木の需要の増大に対応するため、施設等を用いた原種苗木増産技術の開発を進める。

林木遺伝資源の施設保存技術の高度化のため、我が国の森林を構成する重要な樹種であるブナについて、種子の超低温保存に適した含水率等の保存条件を明らかにする。

バイオテクノロジーを利用した育種技術の開発を行うため、スギにおけるゲノム編集技術による遺伝子改変の効率性の評価を進める。

地球温暖化に伴う気候変動への適応策に資するため、ケニア森林研究所との共同研究（JICA技術協力事業）により、乾燥に強いケニアの郷土樹種（メリア、アカシア）の検定林のデータ収集及び解析を進める。

（2）長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布

収穫試験地等における森林の成長・動態調査、森林水文モニタリング等の長期モニタリング、木材の識別等基盤的情報の収集等を継続して実施する。

また、きのこ類等森林微生物の遺伝資源について、対象を適切に選択しつつ概ね50点を目処に探索・収集し、増殖・保存及び特性評価等を行う。

突き板等での利用が期待されているユリノキについて、優良系統の選抜が可能な母集団の作成に着手するとともに、育種素材等の収集、保存及び発芽特性等の調査を進める。また、配布申請に従い、林木遺伝資源を配布する。

開発された優良品種等の原種苗木等について、都道府県等の要望する期間内に全件数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。

（3）研究開発成果の最大化に向けた取組

ア 「橋渡し」機能の強化

「橋渡し」機能を強化するため、以下の取組を行う。

（ア）産学官及び民との連携、協力の強化

森林総合研究所に配置した産学官民連携推進担当研究コーディネーター及び産学官連携・知財戦略室、各支所に配置した産学官民連携推進調整監等による連携・協力体制を活用し、シーズ及びニーズに関する情報を一元的に管理し、研究者及び民間企業等に提供する体制を整える。

(イ) 研究開発のハブ機能の強化

森林総合研究所に配置した地域イノベーション推進担当研究コーディネーター及び地域連携戦略室、各支所に配置した地域連携推進室により、地域が抱える課題の抽出、研究開発による課題の解決、研究成果の地域への普及を一元的に管理し、地域課題解決に森林総合研究所及び支所一体となったハブ機能の強化を図る。

全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより、施業技術や森林管理手法等の研究開発を推進する。

また、研究開発部門と水源林造成部門との情報交換会や研究者を講師とした整備局の検討会等を通じ、研究者等による指導・助言を行い、研究開発の成果・知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化を支援するとともに、森林所有者や林業事業体に対する研究成果の「橋渡し」に継続して取り組む。

森林総合研究所林木育種センター及び育種場についても、林木育種のハブとして、地方の行政機関、研究機関、大学、関係団体、民間企業等との連携強化を図るため、各種会議の開催や技術指導等を行う。

イ 研究開発成果等の社会還元

研究開発で得られた成果や科学的知見等を社会に普及、還元するため、行政や林業団体、民間企業等に対する講師派遣、講習会開催、技術指導や助言等を積極的に行うほか、研究所が有する高度な専門知識や専門技術を必要とする木材等の鑑定や各種分析、調査の依頼に対応する。

研究開発成果を、戦略的な知的財産管理を踏まえた上で、国内外の学術雑誌の論文や学会発表等により速やかに公表する。

さらに、開発した優良品種等の早期普及を図るため、都道府県等に対し、採種園等の造成・改良に関する講習会を合計20回を目標に開催する。

ウ 研究課題の評価、資源配分及びP D C Aサイクルの強化

外部の専門家・有識者を招いた研究評価会議を開催し、研究課題の評価を実施する。外部評価の結果を課題の管理・運営に反映させ、研究開発成果の最大化に努める。

2 水源林造成業務

(1) 水源林造成業務の推進

ア 事業の重点化

効果的な事業推進の観点から、事業の新規実施については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性

が高い流域内の箇所限定する。(重点化率100%実施)

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

(ア) 公益的機能の高度発揮

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規の分収林契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。

また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。

(イ) 事業の効果的・効率的な実施

- ① 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の効果的・効率的な実施に努めるため、チェックシートを活用し、事業を実施する。(チェックシート活用率100%実施)
- ② 森林整備事業全体の動向を踏まえつつコスト削減に向けた取組を徹底する。

(ウ) 搬出間伐と木材利用の推進

二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、作業道の丸太組工法などにおいて間伐材を含む木材の有効利用の推進に努める。

3 森林保険業務の推進

(1) 被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、必要な人材の確保、事務の簡素化、システム化による各種手続の効率化、マニュアル化や研修の充実による業務委託先を含めた業務実施体制の強化や迅速な保険金の支払い等の取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

なお、国の災害査定が、災害発生から2～3ヶ月以内としていることを参考に、保険金の支払いの迅速化に向けた取組の目安として、損害実地調査については、林道崩壊や積雪等により早期の調査が困難な場合、干害等において枯死していることを確定する上で経過観察のため一定の期間が必要な場合など、損害実地調査終了までに時間を要する特段の要因がない場合は、基本的に損害発生通知書を受理してから調査終了までを3ヶ月以内とするために業務実施体制の強化等について検討する。

(2) 加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向けた方針を定期的に作成し、それに即した戦略的な取組を推進する。

なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。

- ① ホームページの逐次更新や広報誌の4回以上の発行等を通じ、森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新の情報等をわかりやすく発信する。
- ② 関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、パンフレットやポスター等を幅広く配布・設置する(3,000箇所以上設置)。
- ③ 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道府県で1回ずつ開催することを念頭に、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する(15回以上実施)。また、森林施業を担う林業経営体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も積極的に行う。
- ④ 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する(年6回以上実施)。

(3) 引受条件

平成30年度は、保険料率や割引等の引受条件の改定を行うとともに、31年度からの適用に向けて森林所有者へのお知らせ等を確実に実施する。

また、引き続き森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について検討を行う。

(4) 内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理

(1) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務

ア 事業実施完了後の評価に係る業務（社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成。）を確実に行う。

イ 事業実施完了後の評価を確実に行う。

(2) 債権債務管理に関する業務

林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。（徴収率100%実施）

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費等の節減

(1) 研究開発業務

運営費交付金を充当して行う事業（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、平成29年度予算比で、一般管理費については、少なくとも3%及び業務経費については、少なくとも1%の節減を行う。

(2) 水源林造成業務

一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、特定中山間保全整備事業等とあわせて中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

(3) 森林保険業務

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達の実必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。

(4) 特定中山間保全整備事業等

一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、水源林造成業務とあわせて中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定するとともに、同計画に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。

3 業務の電子化

電子化の推進等により事務手続きの簡素化・迅速化及び利便性の向上を図り、併せて適切なセキュリティ対策に努め、情報システムの堅牢性を確保する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 研究開発業務

中長期計画に基づき、業務の効率化を進め、確実な経費の削減を図るなど、適切な運営に努める。

（1）収益化単位の業務ごとの予算と実績管理

運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築し実施する。

（2）セグメントの開示

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。

（3）自己収入の拡大に向けた取組

受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。本中長期目標の方向に即して、外部研究資金獲得等について積極的に適切な対応に努める。

2 水源林造成業務

（1）長期借入金等の着実な償還

長期借入金及び債券については、14,273百万円を確実に償還する。

また、最新の木材価格や金利情勢などの経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表し、これらと実績額について検証を行い、その結果を公表する。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえた予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

3 森林保険業務

(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを検討する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

(2) 保険料収入の増加に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、新規加入の拡大、継続加入の推進等による保険料収入の増加に向けて、関係諸機関と連携し、森林所有者、森林経営計画作成者、林業経営体等への森林保険の加入促進活動に取り組む。

4 特定中山間保全整備事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

長期借入金及び債券については、9,297百万円を確実に償還する。

(内訳)

特定中山間保全整備事業等	6,426百万円
--------------	----------

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえた予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

5 予算

(1) 研究開発業務

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題 「ア森林」	重点課題 「イ林業」	重点課題 「ウ木材」	重点課題 「エ機能解明 ・林木育種」	勘定共通	合 計
収 入						
運営費交付金	2,887	2,113	1,368	2,418	1,426	10,212
施設整備費補助金	0	0	0	92	127	219
受託収入	241	111	329	192	131	1,004
諸収入	3	3	3	6	25	39
前年度繰越金	43	29	20	31	15	137
計	3,174	2,256	1,720	2,739	1,723	11,612
支 出						
人件費	2,380	1,564	1,099	1,677	1,114	7,835
業務経費	353	379	188	704	0	1,624
一般管理費	199	202	104	73	352	929
施設整備費	0	0	0	92	127	219
研究・育種施設 整備費	0	0	0	92	127	219
熊本地震災害復旧 事業施設整備費	0	0	0	0	0	0
受託経費	241	111	329	192	131	1,004
計	3,174	2,256	1,720	2,739	1,723	11,612

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある

(2) 水源林造成業務

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	14,610
政府出資金	10,773
長期借入金	5,800
業務収入	910
業務外収入	109
計	32,202
支 出	
業務経費	12,886
造林事業関係経費	12,348
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	538
借入金等償還	14,273
支払利息	1,411
一般管理費	352
人件費	3,302
業務外支出	20
計	32,243

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(3) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	1,957
業務外収入	1
計	1,958
支 出	
人件費	280
保険金	1,356

業務経費	663
一般管理費	165
業務外支出	0
予算差異	▲506
計	1,958

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(4) 特定中山間保全整備事業等

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府交付金	92
長期借入金	910
業務収入	8,982
業務外収入	9
計	9,994
支 出	
借入金等償還	9,297
支払利息	520
一般管理費	110
人件費	179
業務外支出	66
計	10,172

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

6 収支計画

(1) 研究開発業務

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題 「ア森林」	重点課題 「イ林業」	重点課題 「ウ木材」	重点課題 「エ機能解明 ・林木育種」	勘定共通	合 計
費用の部	3, 204	2, 265	1, 914	2, 595	1, 506	11, 483
經常費用	3, 204	2, 265	1, 914	2, 595	1, 487	11, 464
人件費	2, 380	1, 564	1, 099	1, 677	1, 114	7, 835
業務経費	295	317	157	589	0	1, 358
一般管理費	223	226	116	82	250	897
受託経費	196	90	267	156	106	816
減価償却費	109	68	274	91	16	558
財務費用	0	0	0	0	0	0
雑損	0	0	0	0	19	19
臨時損失	0	0	0	0	0	0
収益の部	3, 213	2, 247	1, 893	2, 610	1, 537	11, 501
運営費交付金収益	2, 889	2, 099	1, 368	2, 340	1, 359	10, 055
受託収入	241	111	329	192	131	1, 004
諸収入	3	3	3	6	25	39
資産見返運営費交付金 戻入	80	34	194	72	22	402
資産見返物品受贈額 戻入	0	0	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	9	▲17	▲20	15	32	18
前中長期目標期間繰 越積立金取崩額	10	2	27	4	9	52
総利益	19	16	7	19	41	70

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2, 415
經常費用	2, 415

分収造林原価	50
販売・解約事務費	444
水源環境林業務費	20
復興促進業務費	33
一般管理費	239
人件費	523
財務費用	1,107
雑損	0
収益の部	2,307
經常収益	2,307
分収造林収入	346
販売・解約事務費収入	444
資産見返補助金等戻入	25
国庫補助金等収益	1,394
水源環境林負担金収入	2
財務収益	0
雑益	96
純利益	▲108
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	500
総利益	392

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,332
經常費用	2,332
人件費	284
支払保険金	1,356
支払備金繰入	—
責任準備金繰入	—
業務費	638
一般管理費	53

財務費用	0
雑損	0
収益の部	2, 1 2 5
經常収益	2, 1 2 5
保険料収入	1, 8 1 1
支払備金戻入	1 4
責任準備金戻入	1 5 1
資産見返負債戻入	1 4
財務収益	1 3 4
雑益	0
純利益	▲ 2 0 7
総利益	▲ 2 0 7

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	8 5 9
經常費用	8 5 9
一般管理費	1 1 5
人件費	1 7 9
財務費用	5 0 1
雑損	6 4
臨時損失	—
収益の部	7 0 3
經常収益	7 0 3
資産見返補助金等戻入	1
国庫補助金等収益	1 1 0
割賦利息収入	5 8 4
財務収益	0
雑益	8
純利益	▲ 1 5 6
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	2 3 3

総利益

77

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

7 資金計画

(1) 研究開発業務

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題 「ア森林」	重点課題 「イ林業」	重点課題 「ウ木材」	重点課題 「エ機能解明 ・林木育種」	勘定共通	合 計
資金支出	3,174	2,256	1,720	2,739	1,723	11,612
業務活動による支出	3,064	2,170	1,618	2,455	1,599	10,906
投資活動による支出	110	86	102	283	125	705
財務活動による支出	0	0	0	0	0	1
次年度への繰越	0	0	0	0	0	0
資金収入	3,174	2,256	1,720	2,739	1,723	11,612
業務活動による収入	3,131	2,227	1,700	2,616	1,582	11,256
運営費交付金による 収入	2,887	2,113	1,368	2,418	1,426	10,212
受託収入	241	111	329	192	131	1,004
その他の収入	3	3	3	6	25	39
投資活動による収入	0	0	0	92	127	219
施設整備費補助金 による収入	0	0	0	92	127	219
その他の収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越	43	29	20	31	15	137

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
-----	-----

資金支出	38,655
業務活動による支出	17,870
投資活動による支出	20
財務活動による支出	14,273
次年度への繰越金	6,493
資金収入	38,655
業務活動による収入	15,611
補助金収入	14,610
収穫等収入	893
その他の収入	108
投資活動による収入	20
財務活動による収入	16,573
前年度からの繰越金	6,451

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	16,253
業務活動による支出	2,310
投資活動による支出	11,153
財務活動による支出	1
次年度への繰越金	2,790
資金収入	16,253
業務活動による収入	1,958
投資活動による収入	11,005
財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	3,291

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	16,351
業務活動による支出	921
投資活動による支出	1
財務活動による支出	11,897
次年度への繰越金	3,531
資金収入	16,351
業務活動による収入	9,080
政府交付金収入	92
負担金・賦課金収入	8,384
その他の収入	604
投資活動による収入	4
財務活動による収入	3,510
前年度からの繰越金	3,757

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

8 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

第4 短期借入金の限度額

1 研究開発業務

13億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

2 特定中山間保全整備事業等

34億円

(想定される理由)

・借入金等の償還とその財源となる負担金等の徴収の制度差に起因する一時的な資金不足

・その他一時的な資金不足

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

1 研究・育種勘定

なし

2 特定地域整備等勘定

書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、敷地内の地下に埋設してある除染後の汚染土壌の処理状況を勘案しつつ、国への返納措置を検討する。

第6 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

（計画対象面積の上限） 16,400ha

第7 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実に充てるための経費に充てる。

2 水源林勘定

剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

3 特定地域整備等勘定

剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充てる。

第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等

1 施設及び設備に関する計画

省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、安全確保等のための老朽化施設の更新を図る観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、計画的な整備に努める。

四国支所の小規模介在地については、取得のための条件整備を進める。

施設及び設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額
北海道支所直流電源装置改修	219
北海道支所暖房設備改修	

林木育種センター西表熱帯林育種技術園事務所 棟及び温室改修 林木育種センター温室改修及び苗テラス整備	
--	--

2 人事に関する計画

(1) 研究開発業務

研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。
管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。

(2) 水源林造成業務

水源林造成業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

(3) 森林保険業務

森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

(4) 特定中山間保全整備事業等

特定中山間保全整備事業等の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

3 積立金の処分

(1) 研究・育種勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

(2) 水源林勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

(3) 特定地域整備等勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てる。

4 研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務との連携の強化

(1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携

全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより、施業技術や森林管理手法等の研究開発業務を推進する。

検討会等を通じ、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業者への研究成果の「橋渡し」に取り組む。

(2) 研究開発業務と森林保険業務の連携

森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。

5 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化

森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林整備センター及び森林保険センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。

また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。

さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。

6 広報活動の促進

(1) 研究開発業務

森林研究・整備機構の情報を広く発信するため、機構ホームページの活用や環境報告書の発行等を推進する。研究開発業務においては、研究所の成果及び森林・林業・木材・林木育種に関する情報を広く社会に発信するため、季刊森林総研や研究成果選集、林木育種情報等の広報誌発行、ウェブサイト掲載、フェイスブック掲載、記者会へのプレスリリース、市民向けの森林講座・公開講演会・一般公開の開催、外部の各種イベントへの出展など、広報活動を積極的に推進する。

(2) 水源林造成業務

水源林造成業務については、研究開発業務との連携を図りつつ、森林整備に係る技術情報を提供するため、職員及び造林者等を対象とした整備局の検討会を6回以上開催する。

森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において2件以上発表す

る。

水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト(ホームページ)、広報誌等により広報するとともに、平成29年度分収造林契約実績のウェブサイトへの掲載等を実施する。

事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。

(3) 森林保険業務

森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、森林保険の窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の御意見等をホームページや広報誌等を通じて積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。

7 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化

各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。

また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに、各種研修への参加等により監査従事職員等の資質向上を図る。

(2) コンプライアンスの推進

役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。

このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。

また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進するとともに、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底、不正防止計画の着実な推進に努める。

8 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

研究開発業務の成果の創出のため、人材の確保に当たっては、常勤職員の採用に加え、テニユアトラック制や、任期付き研究員制度、再雇用等を活用し、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等、森林研究・整備機構が必要とする才能

豊かで多様な人材の確保に努める。また、クロスアポイントメント制度を活用した研究者の人事交流を進める。

水源林造成業務の確実な実施のため、必要な人材を確保する。

森林保険業務の適正な実施、専門性の向上のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、新規採用や、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統等からの出向等により必要な人材を確保する。

(2) 職員の資質向上

平成28年度に改正した森林研究・整備機構の人材育成プログラムに基づき、個人の資質や経歴、年齢に応じた研修等を実施し、研究遂行能力の向上とともに、研究マネジメント能力やコーディネート能力等、研究管理部門等が必要とする能力を開発し、個々の研究者の資質を活かす様々なキャリアパスへの誘導を計画的に進める。

さらに、一般職員についても、職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得させることに努めるとともに、水源林造成業務や森林保険業務における高度な専門知識が必要とされる業務を適切に実施するため、各種研修に職員を参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた支援の充実のため、男女共同参画の推進に努める。

(3) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

研究職員の業績評価については、研究業績や学会活動をはじめ、行政、民間・企業等への技術移転及び森林総合研究所の業務推進等への貢献を十分勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(4) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、国家公務員の水準となるように取り組むとともに、その水準を公表する。

また、研究開発業務については、手当を含め給与の在り方を検証し、クロスアポイントメント制度導入後の実態を踏まえた検証や業務の特性に応じた報酬・給与制度について検討を行う。

9 情報公開の推進

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、適切に情報公開を行う。

なお、森林保険業務に関する情報公開の実施に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。

10 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルを踏まえ、情報セキュリティ対策の改善に努める。

また、特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底に努める。

11 環境対策・安全管理の推進

「国立研究開発法人森林研究・整備機構環境配慮基本方針」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等に基づき、環境対策、省エネ対策及び安全管理を推進する。

さらに、化学物質等の適切な管理を図るため、関係規程類の整備と手引書の見直し等を進めるとともに、化学物質管理システムによる化学物質の一元的な管理を推進する。これら取組については、環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成・公表する。

労働災害等の未然防止の観点から、安全衛生管理の年度計画を策定し、研修等を実施するとともに、安全衛生委員会等による職場点検に取り組むほか、労働災害等の発生時における対応等を周知徹底する。

水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。

理 事 会 資 料
平成 30 年 4 月 13 日

平成 30 年度第 1 回機構会議等の開催について

平成 30 年度第 1 回機構会議等について別添資料のとおり開催しますので、お知らせいたします。

○別添資料：平成 30 年度第 1 回機構会議等の日程
平成 30 年度第 1 回機構会議の日程

平成30年度第1回機構会議等の日程について

日 時	内 容	場 所	事 務 局
5月17日(木)			
10:00～12:00	第1回研究所支所意見交換会	第2会議室	研究企画科
13:00～16:00	業績審査委員会（研究） （育種）	特別会議室 第2会議室	研究評価科 管理課
16:15～17:15	第1回機構会議	大会議室	総合調整室
17:30～	懇親会	所内食堂	
5月18日(金)			
9:00～10:45	研究企画・運営会議	大会議室	研究企画科
11:00～12:00	第1回産学官民・国際連携推進 本部会議	大会議室	研究企画科
13:00～15:40 (13:00～14:00) (14:00～15:40)	地域情勢交換会議 〔全体打合せ（支所長等、育種場長）〕 〔個別打合せ（支所長等）〕	特別会議室	研究企画科 総務課

平成30年度第1回機構会議 議事次第

- | | | | |
|---|--------------------------|-------|--------|
| 1 | 開 会 | | 16:15 |
| 2 | 挨拶 (理事長挨拶、来賓挨拶) | 【10分】 | 16:15～ |
| 3 | 議 事 | | |
| | (1) 各理事からの報告 | | |
| | ○企画・総務・森林保険担当理事 | 【5分】 | 16:25～ |
| | ○研究担当理事 | 【5分】 | 16:30～ |
| | ○育種事業・森林バイオ担当理事 | 【5分】 | 16:35～ |
| | ○森林業務担当理事 | 【5分】 | 16:40～ |
| | ○森林保険センター所長 | 【5分】 | 16:45～ |
| | (2) 平成30年度に実施される法人評価への対応 | 【5分】 | 16:50～ |
| | (3) 各機関からの報告・連絡事項等 | 【15分】 | 16:55～ |
| 4 | 閉 会 | | 17:15 |

平成30年度 研究ディレクター・研究コーディネーターの業務分担

平成30年4月1日現在

	氏名	担当戦略課題等	特命事項
研究ディレクター	大丸裕武	アア 森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・減災技術の開発	環境報告書・環境委員会 研究の基盤情報収集と整備推進 森林保険業務との連携
	平田泰雅	アイ 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技術の開発	人材育成 ダイバーシティ推進
	尾崎研一	アウ 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発	総括 広報 情報システム
	宇都木玄	イア イイ 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の開発 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発	林木育種、水源林造成業務との連携
	原田寿郎	ウア 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発及び高度化	共同利用施設・機械運営 研究倫理
	真柄謙吾	ウイ イイ 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発	知財戦略
	山中高史	エア 生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化	研究報告編集 遺伝子組み換え安全 育種調整
	平田泰雅	気候変動に関する研究等、国際的な協調・連携が必要な研究課題の効率的な 推進	IUFROとの連携
	桃原郁夫	産学官及び民との連携機能及び協力体制の強化	広報 知財戦略 図書
	堀靖人	地域イノベーション推進兼 関東中部地域	図書 研究倫理 総括代理
研究コーディネーター			

理事会資料
平成30年4月13日
広報普及科

平成30年版「森林総合研究所 年報」作成について

森林総合研究所では、平成13年度の独法化以降、中期計画(現:中長期計画)で取り組む研究、業務内容、及び成果の公表や橋渡し等に関する活動の実績を毎年度取りまとめ、「年報」として発行してきた。この間、組織改編に伴い、平成19年度版からは林木育種センター、平成20年度版からは森林農地整備センター(当時)、27年度版からは森林保険センターについての情報も掲載してきた。また、平成25年度版からは冊子版を廃止し、電子版のみをウェブサイトにて公表してきた。このたび、平成29年度の機構化に伴い、平成30年版以降の「年報」に掲載する内容について検討を行った。その結果、今後は機構における研究開発業務の年次報告としての位置づけをより明確にするとともに、ウェブサイトを活用した効率的な情報発信を促進する観点から、以下のような掲載内容としたい。

項目	29年版(機構化前)	30年版(機構化後)
I 研究推進の背景と方向	研、育、整、保	研、育
II 研究の概要		
1. 重点課題別研究の概要	研、育	研、育
2. プロジェクト研究の概要	研、育	研、育
III 資料		
1. 組織及び職員(機構図、内部組織数、職員数)	研、育、整、保	研、育
2. 予算及び決算(勘定毎の収入と支出)	研、育、整、保	研、育
3. 施設等	研、育、整、保	研、育
4. 研究の連携・協力	研、育	研、育
5. 森林微生物遺伝資源の収集・保存	研、育	研、育
6. 依頼試験・分析・鑑定	研、育	研、育
7. 研修	研、育	研、育
8. 標本生産・配布	研、育	研、育
9. 行政、学会への協力及び国際協力	研、育	研、育
10. 成果の発表(業績数、シンポ、プレス、表彰等)	研、育、整、保	研、育 (理事長表彰は全組織)
11. 刊行物	研、育	研、育
12. 図書	研、育	研、育
13. 視察・見学	研、育	研、育
14. 知的財産権、特許等	研、育	研、育
15. 会議・諸行事 会議	研、育、整、保	研、育
役職員の報酬・給与等について	研、育、整、保	文章・データは掲載せず、機構ウェブ公開情報へのリンク(URL)のみ記載する (研、育、整、保)
IV 次年度計画	研、育、整、保	

理事会資料
平成30年4月13日

特定母樹の指定(平成29年度)について

平成29年度に森林総合研究所林木育種センターより特定母樹として申請した41系統について、農林水産大臣により指定を受けた。その内訳は以下のとおり(別紙参照)。

樹種名	系統数	備考
スギ	24	エリートツリー 18 (東北 14、九州 4) 第1世代精英樹 2 (九州 2) 第2世代雪害抵抗性品種 3 (東北 3) 花粉症対策品種 1 (九州 1)
ヒノキ	13	エリートツリー 13 (関東 3、関西 10)
カラマツ	4	エリートツリー 4 (関東 4)
合計	41	エリートツリー 35 (約85%)

注: 1. エリートツリーとは、第2世代以降の精英樹を示す。

2. 備考欄の()はそれぞれの系統について申請がなされた育種基本区を示す。

(参考)

これまでの特定母樹の指定状況

樹種名	系統数	備考
スギ	153	エリートツリー 112 (東北 23、関東45、関西 26、九州 18) 第1世代精英樹 23 (東北8、関東 2、九州 13) 第2世代雪害抵抗性品種 11 (東北 11) 花粉症対策品種 7 (九州 7)
ヒノキ	39	エリートツリー 39 (関東 14、関西 24、九州 1)
カラマツ	53	エリートツリー 53 (東北 9、関東 44)
グイマツ	1	第1世代精英樹 1 (北海道 1)
合計	246	エリートツリー 204 (約83%)

注: 間伐等特措法に基づく特定母樹の指定制度が導入された平成25年度から平成29年度末までに、森林総合研究所林木育種センターにより申請がなされたもの。

【別紙】

平成29年度に指定された特定母樹の事例（エリートツリー）



〈樹種〉 スギ
〈名称〉 スギ東育 2-255



〈樹種〉 ヒノキ
〈名称〉 ヒノキ西育 2-61



〈樹種〉 カラマツ
〈名称〉 カラマツ林育 2-83

【機 2】

【理 事 会 資 料】
平成 30 年 4 月 13 日平成30年度中途採用職員の募集について
(森林整備センター)

平成 30 年 4 月 1 日現在の要員の状況を踏まえて、次のとおり中途採用職員を募集することとする。

1. 平成30年度中途採用の募集方法及び採用試験について

- 1) 採用人数：大卒以上7名
年齢35才まで
- 2) 募集開始日等
 - ・平成 30 年 4 月下旬から募集開始
 - ・掲示板、ホームページ及び就職サイトによる掲示
- 3) 採用試験
 - ・一般教養及び適正審査
一般教養及び適正審査については、委託によるテストセンター方式により実施する。
 - ・一次面接
一般教養及び適正審査合格者については、本部及び各整備局（関東を除く）並びに札幌会場において一次面接を実施する。
 - ・役員面接
一次面接合格者については、最終選考するための面接（2回目）を役員等により本部（川崎）において実施する。

2. 採用日

平成 30 年 9 月 1 日



国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター
平成30年9月1日付け採用職員募集要項（案）

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターでは、下記のとおり一般職員（事務系、技術系）の募集を行います。

今回の採用予定数、応募条件、選考方法等は下記のとおりです。

記

1 採用予定数

7名（事務系、技術系）

2 職務の内容

(1)センターが行う水源林造成事業等に関する業務（事務系：企画調整、総務、経理
技術系：水源林造成事業の実行指導、契約地の管理、収穫業務等）

（注）研究職ではありません。

(2)「4 応募条件」を満たす方を対象に、センターの説明会を以下のとおり開催します。
参加は任意ですのでご興味のある方はご参加下さい。事業内容や労働条件についての説明のほか、先輩職員に直接質問をしていただける時間も設けております。

・日時 平成30年6月4日（月）

13：00（集合） 13：05（開始）～15：00（終了）

・会場（予定）札幌市、仙台市、川崎市、名古屋市、京都市、岡山市、福岡市

・申込 就職情報サイトへのエントリー時に併せてお申込み下さい。申込期限は、5月31日（木）15時までとし、応募者多数の場合は、先着順とさせていただきます。

なお、応募者への案内通知は行わず、当日受付にてお名前のみ確認させていただきます。

説明会については、就職情報サイトからのエントリーのみで参加可能ですが、選考に進むためには、履歴書等の提出が必要となりますので以下の記載をご確認下さい。

3 センターからの通知手段

センターからの通知は特段の記載が無い限り、共通の案内に関しては、就職情報サイト上にて行いますので随時確認して下さい。個別の案内に関しては、メール又は郵送により行いますので各通知を確実に受け取れるようにして下さい。

就職情報サイト URL：

メール：就職情報サイト登録のメールアドレス

郵送：履歴書に記載されている住所

上記から変更する必要が生じた場合は、変更事項、氏名及び就職情報サイト登録の番号を明記の上「12 問い合わせ先」メールアドレスへメール願います。

4 応募条件（以下の条件を全て満たす方）

(1) 昭和57年4月2日以降に生まれた方

(2) 大学を卒業した方

- ・事務系については学部・学科を問いません。
- ・技術系については原則として森林・自然環境系の学科(森林科学、生物資源環境学等)を専攻又は履修した方

(3) 全国転勤可能な方

(4) 業務上自動車運転は必須のため、応募日現在、普通自動車運転免許（AT 限定も可）を取得している方、もしくは、採用時まで有効な普通免許以上を取得できる方

(5) 森林整備センターの平成31年4月1日付け採用に応募しない方

(6) 次の各号のいずれにも該当しない方

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの方

三 懲戒免職又はこれに相当する処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

四 日本の国籍を有しない方のうち、次のいずれかに該当する方

ア 採用後に従事することとなる職務を遂行するために必要な在留資格（出入国管理及び難民認定法第2条の2の規定による在留資格をいう。）を有しない方

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した方等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者でない方（採用後に従事することとなる職務を遂行するために必要な在留資格を有する方を除く。）

5 応募方法

I、IIを期限内に完了された方を正式なご応募といたします。

I 就職情報サイトへのエントリー（事務系又は技術系を選択すること。平成30年5月1日（火）から開始、平成30年5月31日（木）締切）

II 応募書類を郵送又は直接持参

応募書類

○推薦応募の方

(1) 履歴書

センターホームページ(<https://www.green.go.jp/>)掲載の指定様式

履歴書に添付しております履歴書記入要領を必ず確認の上、漏れが無いように記入して下さい。

(2) 最終学歴の卒業証明書及び成績証明書（どちらも原本に限る）

応募書類の提出は、郵送又は直接持参の方法とし、期限は、平成30年6月11日（月）17時必着（締切日時厳守）とします。

6 応募書類の提出先

封筒に朱書きで事務系志望の方は「9月1日採用事務系一般職員採用応募書類在中」と、技術系志望の方は「9月1日採用技術系一般職員採用応募書類在中」と、明記の上、下記まで送付してください。

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

<送付先> 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2 興和川崎西口ビル11F
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 森林管理部労務課人事係

7 選考方法

一般教養・適性審査

- ・方法：各都道府県会場においてテストセンター方式により行います。
- ・期間：平成30年6月13日（水）～6月24日（日）
- ・会場：各都道府県に1以上設置
- ・方法の詳細については、6月11日（月）以降、応募者の就職情報サイト登録のメールアドレス宛てに通知します。6月15日（金）までに案内が届かない場合は、ご連絡下さい。
- ・一般教養・適性審査の結果発表は、7月上旬までに受験者全員に通知します。
- ・一般教養・適性審査の合格者には、面接（1回目）の日時場所等詳細を併せて通知します。

面接（2回）

1回目

- ・日程は、以下の通りです。詳細は、就職情報サイトでご確認下さい。
平成30年7月12日（木）：札幌市、仙台市、名古屋市、岡山市
平成30年7月13日（金）：川崎市、京都市、福岡市
平成30年7月14日（土）：川崎市
- ・面接1回目の結果発表は、7月17日（火）までに受験者全員に通知します。なお、面接1回目の合格者には、面接2回目の集合時間等の詳細を併せて通知します。

2回目

- ・日時：平成30年7月28日（土）
- ・会場：川崎市（本部） 「12 問い合わせ先」住所に同じ
- ・最終結果発表は、8月上旬までに受験者全員に通知します。

8 勤務地

センター本部（神奈川県川崎市）のほか、北海道から九州までの全国各地にある整備局、水源林整備事務所

(注)今後、北海道から九州まで全国各地の事務所等へ転勤があります。

9 給与

国立研究開発法人森林研究・整備機構職員給与規程に基づき支給

大学卒初任給 月20万円程度(ただし、採用前の職歴等により経験年数分加算あり)
(支給要件を満たす場合、扶養、地域、住居、通勤、期末・勤勉手当等あり)

10 勤務時間・休暇

勤務時間は8時30分から17時15分(本部及び関東整備局は9時から17時45分)の1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年20日の年次休暇(9月1日採用の場合、採用の年は7日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し)のほか、病気休暇、特別休暇(夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等)、介護休暇があります。

年金・健康保険については共済組合制度加入

11 その他

説明会及び受験に際して発生する旅費・宿泊費等は、応募者の自己負担とします。

応募書類は返却しません。なお、記載されている個人情報については、本採用試験以外には使用しません。

12 問い合わせ先

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2 興和川崎西口ビル11F

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 森林管理部労務課人事係

担当：江川、高倉 Tel：044-543-2504 E-Mail：center-jinji@green.go.jp

理事会資料
平成30年4月13日
森林保険センター

平成30年度森林保険加入推進活動について

【拡充事項】

- 昨年度までのブロック会議を全国会議とし、森林保険センターと森林組合系統全体の一体感を醸成
- 担当者の更なるレベルアップを目的に中級者講習会を新設
- 損害調査業務の迅速化を図るためドローン技術講習会を新設
- 都道府県への委嘱事業の充実

1 森林保険事務委託高度化事業

- 森林保険全国担当者会議
都道府県森連の実務担当者を対象に、森林保険センターと森林組合系統が一体となった取組の強化。また、商品改定に伴う事務手続き、システムの操作方法、森林保険業務に係るコンプライアンス指導を併せて実施。
- 初任者講習会
業務経験が概ね1年未満の者を対象に、森林保険の基礎、書類の作成やシステム操作等について、幅広く基礎的な内容について必要な知識及び技能を習得。
- 中級者講習会
業務経験2～3年程度の者を対象に、実践的な内容に特化したものとし、実務担当者として必要な知識及び技能を習得。
- 業務講習会
迅速な保険金の支払いによる被保険者へのサービス向上を図るため、損害調査を行う有資格者を育成。
- ドローン技術講習会
ドローン活用による損害調査業務の迅速化、高度化を図る目的で損害調査業務を行う者を対象に実施。

2 森林保険推進活動支援プラン

都道府県森連が実施する森林組合担当者会議や、市町村を対象にした公有林会議、市町村訪問に森林保険センター職員が出向き、加入促進活動の手法や公有林の加入促進を実施。

3 新マーケット開拓

大学演習林、素材生産業者、森林認証（SGEC）等に対して、各森連と連携し、森林保険の現状や必要性について説明を行い、保険加入の働きかけを実施。

また、全森連主催の森林施業プランナー研修において、森林保険の加入促進活動の一環として、森林施業プランナーによる森林所有者へ施業提案する際に保険加入の働きかけを併せて実施するよう要請。

4 森林保険普及事務等委嘱事業

都道府県への委嘱事業をより効果的・効率的な内容とするため内容を見直して実施。

理事会資料

平成30年4月13日

今後の行事予定について

月 日	研 究	水 源	保 険	行 事 名 等	場 所
4月2日	○			入所式	森林総合研究所
4月10日～12日	○	○	○	平成30年度 新規採用者研修	森林総合研究所
4月13日	○	○	○	第1回理事会	森林総合研究所
4月20日	○			平成30年度科学技術週間 森林総合研究所 一般公開	森林総合研究所
4月23日		○		第1回事業運営会議	森林整備センター
			○	第1回森林保険運営会議	森林保険センター
5月8日	○			第1回育種運営会議	林木育種センター
5月11日	○	○	○	第2回理事会	森林総合研究所
5月12日～13日	○	○	○	第28回森と花の祭典「みどりの感謝祭」出展	日比谷公園（千代田区）
5月17日～18日	○	○	○	第1回機構会議	森林総合研究所
5月17日～18日		○		整備局長及び水源林整備事務所長合同会議	森林整備センター
5月30日～6月1日	○			バイオマスエキスポ2018	東京ビッグサイト東ホール（江 東区）

主要行事(平成30年3月2日～平成30年4月12日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
3月 2日(金)	【共】第12回理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
"	監事監査	両監事
3日(土)	【研】公開シンポジウム「120年ぶりの森の一大イベント 笹の一齐開花で森はどうなる？」	企画・総務・森林保険担当理事
5日(月)	庁議	理事長
6日(火)	【共】個人情報保護に関する研修	理事長、企画・総務・森林保険担当理事
"	監事監査	両監事
7日(水)	第9回木材利用シンポジウム「木材利用によるレガシーの創成に向けて」	理事長
"	【研】公開セミナー「これからの森林づくりとこれからの森林づくりと林業生産に向けた技術的課題」	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、法令遵守担当理事
8日(木)	【研・育】業績審査委員会	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事
"	【研・育】研究推進評価会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、法令遵守担当理事、両監事
9日(金)	【研・育】研究企画・運営会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、両監事
"	【研・育】地域情勢交換会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、両監事
10日(土)	日本農学アカデミーシンポジウム「陸と海の豊さを守り育てる 一持続可能な発展を目指して」	理事長
11日(日)	東日本大震災七周年追悼式	理事長
12日(月)	【共】研究報告会	森林保険センター所長、両監事
13日(火)	監事監査	両監事、育種事業・森林バイオ担当理事
14日(水)	【保】第3回保険センター事務・業務検討委員会	企画・総務・森林保険担当理事、森林保険センター所長
15日(木) ～16日(金)	日本生態学会大会	研究担当理事
16日(金)	監事監査	企画・総務・森林保険担当理事、両監事
20日(火)	監事監査	理事長、研究担当理事、両監事
22日(木)	【共】第3回環境委員会	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、法令遵守担当理事、森林保険センター所長
23日(金)	【共】コンプライアンス合同報告会	理事長、各理事、森林保険センター所長、鈴木監事
"	【共】機構リスク管理委員会	理事長、各理事、森林保険センター所長
"	監事連絡会総会	平川監事
26日(月)	【共】平成29年度第1回森林機構セキュリティ委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事
26日(月) ～29日(木)	日本森林学会大会	理事長、研究担当理事、森林保険センター所長
27日(火)	IUFRO-J機関代表会議	理事長、研究担当理事
30日(金)	【研】送所式	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、両監事
4月 2日(月)	【研】入所式	理事長、研究担当理事、両監事
"	【育】入所式	育種事業・森林バイオ担当理事
4日(金)	4法人監事連絡会	両監事
9日(月)	庁議	理事長
10日(火)	【共】新規採用者研修開講式	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事
12日(木)	【共】新規採用者研修閉講式	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事
"	【共】機構新任幹部への概要説明及び研究施設視察	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、法令遵守担当理事

※ 【本】: 本所、【育】: 林木育種センター、【整】: 森林整備センター、【保】: 森林保険センター、【共】: 共通の行事 の略

国立研究開発法人森林研究・整備機構理事会規程

平成29年3月31日
28森林総研第1832号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人森林研究・整備機構組織・事務分掌規程（13森林総研第47号。以下「組織・事務分掌規程」という。）第2条の規定に基づき置く理事会及びその運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成員等)

第2条 理事会の構成員（以下「構成員」という。）は、理事長、理事、監事とする。
2 理事会には、理事長が適当と認める者を同席させることができる。

(開催)

第3条 理事会は、毎月1回程度開催する。
2 理事長は、前項の他必要があると認めたときは、随時に理事会を開催することができる。

(招集)

第4条 理事会は、理事長が招集する。

(職員の出席)

第5条 理事長は、必要に応じて、関係職員を理事会に出席させ、説明又は報告をさせることができる。

(議長等)

第6条 理事会の議長は、理事長とする。
2 理事会は、理事長（理事長に事故があるときはその代理）の出席のほか、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。
3 理事会の進行は、理事長が適当と認めた者に行わせることができる。

(審議事項)

第7条 理事会で審議を要する事項（以下「審議事項」という。）は、次に掲げる事項とする。
一 業務運営の基本方針に関する事項
二 内部統制に関する事項
三 組織に関する事項
四 人事に関する事項
五 予算に関する事項
六 訴訟及び重大な事故に対する対策に関する事項

七 その他理事長が必要と認めた事項

- 2 出席者は、審議事項以外の事項で、構成員等に周知を図る必要があると考える事項を報告することができる。
- 3 前項により報告された事項で、構成員から審議すべきとの提案があった場合において、理事長は、これを適当と認める場合には、審議事項とすることができる。

(審議事項に係る決定等)

- 第8条 審議事項に係る決定は、十分な審議を行い、構成員の合意を得るよう努めるものとする。構成員の合意が得られない場合には、出席した構成員の賛否の確認を行った上で、理事長が判断し、決定するものとする。
- 2 決定した事項のうち、理事長が必要と認めるものは、速やかに職員その他の関係者に対して周知を図るものとする。

(議事録の作成)

- 第9条 理事会に付議された事項の審議結果（構成員の合意によらない場合は、各構成員の賛否を含む。）及び重要な報告は、議事録にこれを記録するものとする。

(情報の開示)

- 第10条 理事会の審議内容は、原則として公開する。なお、審議事項にかかる情報開示の方法については、理事会において定める。

(庶務)

- 第11条 理事会の庶務は、森林総合研究所総務部総務課において行う。

(その他)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会で審議した上で決定する。

附 則（平成29年3月31日 28森林総研第1832号）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 国立研究開発法人森林総合研究所理事会運営要領は廃止する。